

常陸大宮市訓令第31号

常陸大宮市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月20日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

常陸大宮市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する訓令

常陸大宮市配食サービス事業実施要綱（平成13年大宮町訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第13条第1項中「前項」を「前条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。